

次世代育成支援 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年7月16日～ 令和11年7月15日までの3年間

2. 内容

目標1：男性労働者に対して子育て支援のために制度の周知や情報提供を行う
また、配偶者出産休暇の3日間取得は100%を目指す

<対策>

- 令和8年7月～ 配偶者出産休暇制度の取得日数を最大3日まで拡大する。
- 令和8年7月～ 労働者代表への就業規則（案）の提出、意見聴取
- 令和8年7月～ 改正後の就業規則の施行

目標2： 育児休業に関する相談体制の強化

<対策>

- 令和8年7月～ 相談窓口を設置する
- 令和8年7月～ 全従業員に向けて、育児休業を取得又は取得予定の従業員に対する相談窓口の周知を行う
- 令和8年7月～ 相談窓口担当者より、産前産後休業、育児休業、育児休業給付、社会保険料免除等の制度を改めて周知する。また、希望者には個別に説明及び相談を受け付ける
- 次年度以降～ 毎年1回、従業員や配偶者の妊娠・出産、介護状況などを把握する機会を設ける。

目標3： 育児休業に向けた管理職研修を行う

<対策>

- 令和8年7月～ 管理職を対象に、育児休業制度及び円滑な休業取得・復帰支援に関する研修を実施する
- 令和8年7月～ 研修内容を踏まえた「管理職向け育児休業対応の手引き」を作成し、全管理職に配布する
- 次年度以降～ 新たに管理職となった者に対しても、同様の研修を実施する（計画期間中、年1回実施）